

長岡京市グリーンインフラ推進計画策定業務 仕様書（案）

1. 業務名

長岡京市グリーンインフラ推進計画策定業務

2. 業務の背景と目的

(1) 業務の背景

グリーンインフラについては、国土交通省より新たに「グリーンインフラ推進戦略2030（令和8年1月）」及び「グリーンインフラ実践ガイド（令和5年10月）」が公表され、2030年度までの「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」の実現と、2050年に向けた「自然共生社会」の実現が目指されている。これにより、社会資本整備やまちづくり等のあらゆる分野・場面において自然環境の機能をビルトインする、本格的な実装フェーズへの移行と普及展開が求められている。本市においても、令和7年度策定の「長岡京市第2次みどりの基本計画」においてグリーンインフラの推進方針を位置づけており、これら国の動向や上位計画を踏まえ、分野横断的かつ計画的にグリーンインフラを推進していくための具体的な指針が必要となっている。また、今後の社会資本整備においてグリーンインフラを「標準的」な手法として定着させるとともに、国土交通省の「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」等の支援制度を効果的に活用し、実効性の高い事業展開を図ることが課題となっている。

(2) 業務の目的

本業務は、令和7年度に策定した「長岡京市第2次みどりの基本計画」におけるグリーンインフラの推進方針に基づき、本市の地域特性（防災・環境・生態系等）を分析した上で、それらと連動した具体的な導入方策を検討し、持続可能なまちづくり及び市民のウェルビーイング向上の実現を図ることを目的とする。

特に、激甚化する豪雨対策、都市部の暑熱緩和、及びネイチャーポジティブ（生物多様性保全）の観点に加え、温室効果ガスの削減（カーボンニュートラル）や循環型社会の形成といった視点も踏まえ、効果的な導入手法・優先整備箇所・評価指標を確立する。あわせて、次年度以降の事業実施においてグリーンインフラを確実に社会実装（ビルトイン）させるため、市職員用ガイドラインを作成するとともに「グリーンインフラ推進計画」を策定し、持続可能でレジリエントなまちづくりの実現を図るものである。

（参考）長岡京市ホームページ 「長岡京市第2次みどりの基本計画」

<https://www.city.nagaokakyo.lg.jp/0000006662.html>

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4. 業務の全体方針

(1) 課題解決型の検討

本市が抱える都市課題（内水氾濫リスク、ヒートアイランド現象、生態系ネットワークの分断等）を空間的・定量的に把握し、グリーンインフラの持つ多面的な機能を活用し、これら課題を効果的に解決するための整備・保全の方向性を明示すること。

(2) 上位・関連計画との整合と分野横断的な連携

「緑の基本計画」をはじめ、「都市マスタープラン」「地域防災計画」等の関連計画との整合を図るとともに、公園緑地にとどまらず、道路、河川、公共施設、民有地等の多様な空間を対象とし、部局横断的な施策展開に資する検討を行うこと。

(3) 社会実装を見据えた実効性・継続性の確保

将来的な整備・維持管理を持続的に進めるための推進体制（庁内連携、官民連携、市民協働等）の構築し、次年度以降の実証・設計・整備フェーズに接続可能な成果を導出すること。

5. 業務内容

(1) 計画準備

業務に対する貸与資料等をもとに、業務概要、目的、過年度成果、関連計画等の内容を十分理解した上で、本業務の実施方針を検討し、業務計画書及び工程表を作成する。

(2) グリーンインフラ導入の基本方針と評価指標の整理

本市の「緑の基本計画」上位・関連計画との整合を図り、地域課題を整理したうえで、グリーンインフラ導入の基本方針を構築する。環境・社会・経済の多機能効果を定量・定性両面から評価できる指標を整理し、算定・モニタリング方法を設定する。指標は3項目以上設定し、うち1項目は防災・減災機能に関するものとする。

(3) 雨庭（レインガーデン）の導入検討

浸水履歴、地形、湧水、ヒートアイランド分布などを分析し、課題解決効果の高いモデル地区を抽出する。公園・公共施設・沿道空間などを候補地とし、浸透・貯留機能、生態・景観機能の効果を定性的に評価する。標準構造図、植栽基盤、樹種指針、概算費用などの技術資料を整理し、市職員が活用できる実践的ガイドラインとしてとりまとめる。

(4) 樹木更新計画のとりまとめ

街路樹・公園樹木の安全性および機能性を確保するため、既往資料（樹木台帳・管理記録等）をもとに、課題と対応の方向性を整理する。

健全度や老朽化度、事故リスクなどの一般的評価項目を踏まえ、暑熱緩和機能の維持・更新、管理コストの縮減、景観形成への配慮といった観点から、今後の樹木更新に関する基本方針（更新の考え方、優先判断の枠組み、樹種選定方針等）を示す。

(5) 関連施策との連携と実装プロセス設計

脱炭素・防災・生物多様性などの主要政策分野とグリーンインフラを連携させる施策体系を整理する。さらに、グリーンインフラの整備において、クラウドファンディング、グリーンボンド等を活用した資金調達事例を整理する。

(6) グリーンインフラ推進計画の策定

本市の都市構造上の課題を踏まえ、それらを空間的に解決する手段としてのグ

リーニインフラ推進計画を策定する。なお、本計画の策定に当たっては、令和8年12月頃に意見公募（パブリックコメント）の実施を予定しており、提出された意見を踏まえて必要な修正を行うものとする。あわせて、グリーンインフラ推進ビジョン及び中長期目標の設定、GISを活用した推進重点区域・連携軸の抽出、分野別・空間別の推進方策（公園、街路、河川、公共施設、民有地）の整理を行うとともに、モニタリング体制及びPDCAの設計、グリーンインフラ推進マップ並びに中長期ロードマップを作成する。

6. 打合せ

本業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ3回、成果品納入時の計5回行うものとする。それ以外においても、必要と求めに応じて、随時打合せを行うが変更の対象としない。

7. 資料の貸与及び返却

支給または貸与する資料等は、次のとおりとする。

資料等の名称	数量	単位	適用
長岡京市第2次みどりの基本計画策定業務	1	式	R8.3

貸与場所は長岡京市役所公園緑地課とし、初回打合せ時に貸与することを原則とし、最終打合せ時に返納することとする。ただし、監督員より返還の請求があった場合は、逐次返納すること。

また、本業務の遂行にあたり市が保有する資料のうち、必要と認められるものについては、市が受注者に貸与するものとする。なお、市が保有していない資料及び業務遂行上必要となる資料については、受注者が自ら収集するものとする。

8. 成果品

成果品の内容は、以下のとおり提出すること。

① 報告書（チューブファイル）…1部（紙媒体）

- ・概要版（A3判カラー、片面または両面）

概要版は、報告書の要点を簡潔にまとめ、庁内説明・市民説明等に活用できる構成とすること。また、図表やイラスト等を用いて視覚的に分かりやすく整理すること。

- ・雨庭導入ガイドライン／実践編
- ・グリーンインフラ推進計画

② 電子データ…2部（MS-Office形式・PDF形式・GIS成果（shp））

※表紙及び背表紙には、委託年度（西暦、和暦）・業務委託名・報告年月・発注者・受注者名を明記すること。

9. 成果品に係る著作権等

- (1) 受託者は、本業務に係る成果品、資料等の所有権及び著作権は全て成果品の引き渡し時に委託者に譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、委託者の承諾を得ることなく成果品等の内容を公表してはならない。
- (3) 受託者は、著作権法第20条第1項に規定する権利（同一性保持権）を行使してはならない。
- (4) 受託者は、委託者に引き渡した成果品の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを保証するとともに、第三者の有する著作権等を侵害した場合は、その損害を補償し、必要な措置を講じなければならない。
- (5) 受託者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

10. 業務計画書

受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

業務計画書には、下記事項を記載するものとする。

- ① 業務概要
- ② 実施方針
- ③ 業務工程
- ④ 業務組織計画
- ⑤ 打合せ計画
- ⑥ 成果品の内容、部数
- ⑦ 使用する主な図書及び基準
- ⑧ 連絡体制（緊急時含む）
- ⑨ その他

11. 損害賠償

受注者は、本業務中に生じた事故及び第三者に与えた損害等に対して一切の責任を負い、内容、状況を報告し、市の指示に従うものとする。

12. 受託者の責務

- (1) 受託者は本業務遂行にあたり、関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は業務報告書の内容を十分に踏まえ、委託者の意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで業務を実施すること。
- (3) 受託者は、本業務中に知り得た情報について、第三者に漏洩しないこと。

13. その他

本仕様書に定めのない事項並びに仕様書に疑義が生じたときは、別途協議するものとする。